

人権

6月1日は人権擁護委員の日

明るい社会づくりを願って

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権が尊重されなければなりません。人々がお互いに人権を守ることで、明るい社会を作ることが私たちの願いです。

人権擁護委員制度をご存知ですか？

さて、みなさんは、人権擁護委員制度をご存知でしょうか。この制度は、地域住民の中にあって国民の基本的な人権を擁護する機関として設けられたものです。

人権擁護委員は、人権侵犯事件の調査、被害者の救済、人権相談活動など、日常の人権擁護

活動のほか、毎年12月4日から始まる人権週間をはじめ、あらゆる機会に人権思想の普及高揚の啓発活動を行っている方々です。本町では6人の方が法務大臣から委嘱を受け活動しております。

6月1日(金)は「人権擁護委員の日」です。

毎年6月1日は、人権擁護委員法(昭和24年)が施行されたことを記念して「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に人権相談所が開設されます。

本町でも次の日程で行われますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

○中山地区 役場中山支所

(13時30分から16時)

○名和地区 人権交流センター

(午前9時から正午)

○大山地区 保健福祉センター
だいでん(13時から16時)

また、その他にも毎月1回定例の「人権相談の日」を設けていますので、「広報だいでん」

の行事カレンダーをご覧ください。

◆問い合わせ先

鳥取県法務局米子支局総務課

☎0859・22・6161

大山町人権交流センター

☎0859・54・2286

混合粗大ごみの処理

ご家庭で不要になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、持ち込み場所へ直接お持ち込みください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、事業所ごみの持ち込みはご遠慮願います。

◆混合粗大ごみとは

燃える部分と燃えない部分が一緒になっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ

○過去にはこんなものがありました

電気毛布、電気カーペット、スプリングの入ったソファ、

マッサージチェア、オルガン、電気コタツ、スピーカー、木製の台付きミシン

日	時	持ち込み場所	手数料
6月17日(日)	9時～12時	中山清掃センター	200円/10kg
	13時～16時	ター	
6月24日(日)	9時～12時	名和クリーンセンター	
	13時～16時	ター	

※次回は10月の予定です

無料相談

鳥取県土地家屋調査士会では、土地境界に関する無料相談を次の日程で実施します。

当日会場で受け付けをします。お気軽にご利用ください。

日時	場所	相談内容
6月17日(日) 10時～16時	米子コパソコセンター 3階第2会議室	土地境界に関する無料相談、土地・建物の表示に関する登記(土地分筆、建物新築など)の相談

問い合わせ先
鳥取県土地家屋調査士会 事務局
☎0857-22-7038